

## 別紙 2

### 1. 提出様式

次の様式により、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で提出してください。なお、電話での御意見はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。インターネットによる提出の場合は、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームにしたがって記入の上、ご提出願います。

【電子政府の総合窓口（e-Gov）URL】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（意見提出様式）

[宛先]

[氏名]（職業）（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名

[郵便番号・住所]

[電話番号]

[FAX番号]

[意見]

< 該当箇所 >

< 意見内容 >

< 理由 >（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記してください。）

### 2. 意見提出先

< 水質環境基準及び排水基準に関する事項 >

水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年12月環境庁告示第59号）

排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和49年9月環境庁告示第64号）

環境省水・大気環境局水環境課調査係 まで

【郵送の場合】 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

【ファクシミリの場合】 FAX番号：03-3593-1438

【電子メールの場合】 電子メールアドレス：mizu-kikaku@env.go.jp

< 土壌環境基準等に関する事項 >

土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年8月環境庁告示第46号）

地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件

（平成15年3月環境省告示第17号）

土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第18号）

土壌含有量調査に係る測定方法を定める件（平成15年3月環境省告示第19号）

環境省水・大気環境局土壌環境課基準係 まで

【郵送の場合】 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

【ファクシミリの場合】 FAX番号：03-3501-2717

【電子メールの場合】 電子メールアドレス：mizu-dojo@env.go.jp

< 地下水環境基準等に関する事項 >

地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月環境庁告示第10号）

水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法

（平成元年8月環境庁告示第39号）

水質汚濁防止法施行規則第9条の4の規定に基づく環境大臣が定める測定方法

（平成8年9月環境庁告示第55号）

環境省水・大気環境局地下水・地盤環境室地下水質保全係 まで

【郵送の場合】 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

【ファクシミリの場合】 FAX番号：03-3501-2717

【電子メールの場合】 電子メールアドレス：mizu-chikasui@env.go.jp

### 3. その他・注意事項

御意見は日本語で御提出ください。意見提出先の異なる複数の告示に対するご意見は、担当部署毎に分けてご提出ください。御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承願います。いただいた御意見については、住所、電話番号、FAX番号及び電子メールアドレスを除き公開される可能性のあることを御承知おきください。（公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨書き添えてください。）企業・団体から意見を提出される場合には、同一の意見を複数の部署から提出されることのないようお願いいたします。